

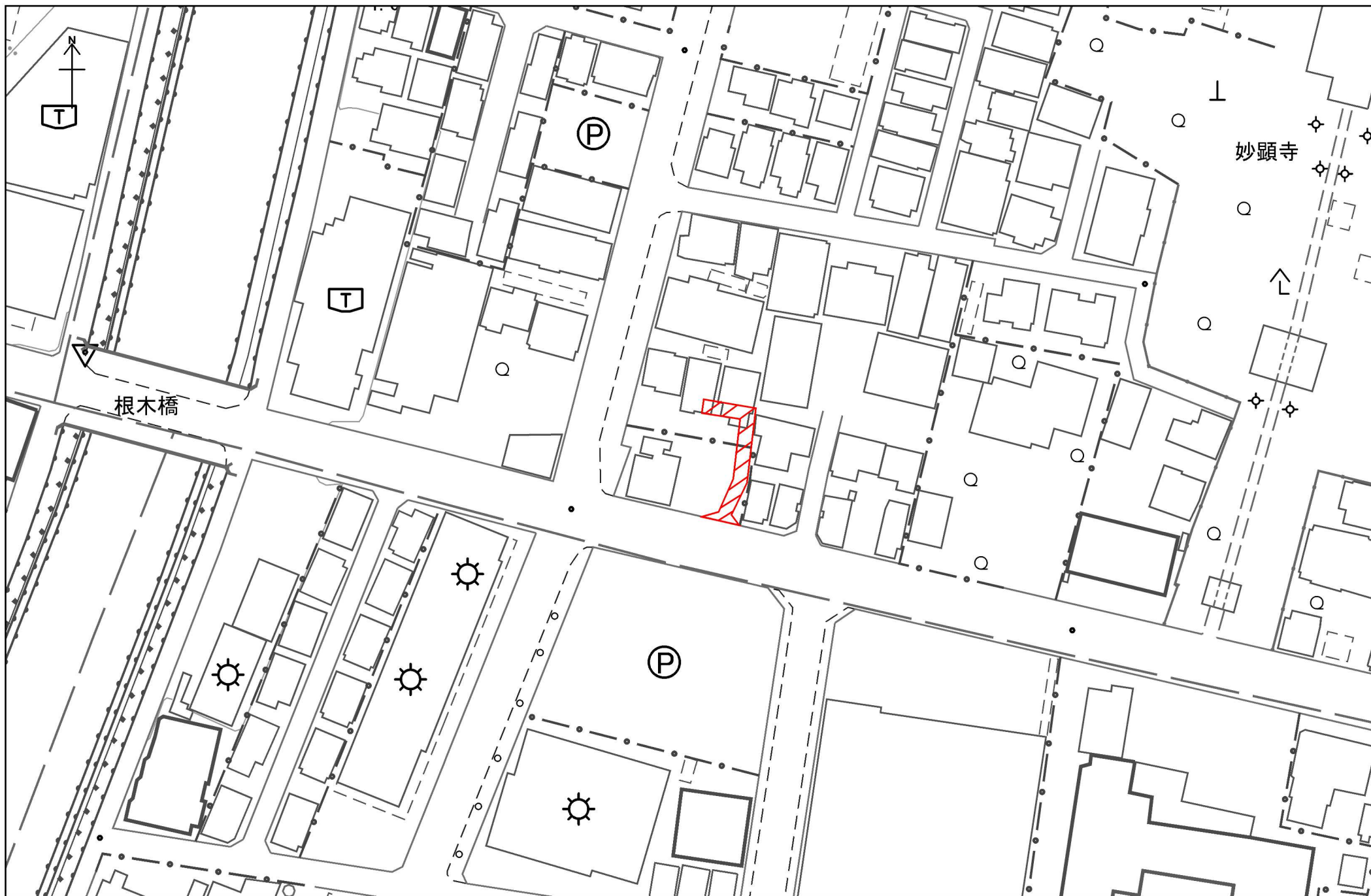
戸田市告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（指定番号：第134号、指定年月日：昭和39年4月4日）の取消しをしたので、戸田市建築基準法施行細則（昭和55年規則第6号）第9条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月24日

戸田市長 菅原 文仁

- | | | |
|---|--------------------|--|
| 1 | 指定の取消しに係る道路の種類 | 法第42条第1項第5号 |
| 2 | 指定の取消しの年月日 | 令和8年8月21日 |
| 3 | 指定の取消しに係る道路の位置 | 戸田市大字新曽字芦原2450-1、2、6、7の各一部
(指定時：戸田市新曽2954の一部) |
| 4 | 指定の取消しに係る道路の延長及び幅員 | 延長：33.30m
幅員：4.00m |



根本橋

妙顕寺

50 m
1:1,000